

第9期第4回 苫小牧市地域包括支援センター運営協議会 次第

日時：令和5年3月14日(火)

18時30分～

場所：市役所第2庁舎2階北会議室

1 開会

2 議事

- (1) 地域包括支援センターの業務評価の実施方法の変更について
【資料1】
- (2) 令和5年度苫小牧市地域包括支援センター運営方針（案）について
【資料2-1、2-2】
- (3) 令和4年度地域密着型サービス事業所等指導監査の実施状況について
【資料3】
- (4) 令和4年度地域密着型サービス事業所の指定状況について
【資料4】
- (5) その他

第9期第4回 苫小牧市地域包括支援センター運営協議会議事録

日程：令和5年3月14日（火）

時間：18時30分～19時5分

場所：苫小牧市役所第2庁舎

2階北会議室

議事1 地域包括支援センターの業務評価の実施方法の変更について

（事務局説明：東梅主査）

地域包括支援センターの業務評価は、地域包括支援センターの人員体制及び業務状況を定期的に把握・評価し、センターの事業の質の向上のための必要な改善を図ることを目的に実施しています。

苫小牧市においては、平成29年度より、毎年12月に実施し、市が設定した独自基準の下に実施してきましたが、国でも、平成30年度より、事業評価を通じた機能評価として、業務評価を実施しており、現在、毎年5月に提出している状況があります。

資料1の次のページをご覧ください。

上段に国による業務評価の例、下段に市による業務評価の例を記載しています。

国のものは、毎年5月に実施しており、前年度評価の業務評価となっています。質問項目は、「はい」「いいえ」と2段階評価が主となっており、評価基準も明確となっています。

市によるものは、毎年12月に実施しています。評価項目は国と同様の項目もありますが、市がセンターに期待したい内容を項目化したものもあります。しかし、評価基準が下を書いてあるとおり、4段階評価で書いており、二重丸と一重丸の差などが不明確であり、主観的な評価となりやすいこと、記載量が多いこと、また、評価時期が12月という、年度途中でありいつ時期の評価か不明確など、様々な課題がありました。この点については、昨年実施しました第2回地域包括支援センター運営協議会でも、委員からご意見をいただいたところでもあります。

資料1の下段の令和4年度の業務に係る実施方法の変更をご覧ください。今回、業務評価の見直しを検討し、12月に実施していた市の独自基準の業務評価を廃止し、5月に実施する国による業務評価に一本化したいと考えています。

しかし、市による業務評価に記載していた内容で、評価項目として、継続して把握したい内容もありますので、その項目については独自評価表として整理し、国による業務評価の提出と、同時期に提出する方向で考えています。

評価結果については、6月予定の地域包括支援センター運営協議会で報告した上、評価結果を市のホームページで公表する予定です。

【質疑応答】

（吉田委員）

国による業務評価と市による業務評価は誰が行うのですか。

(事務局：東梅主査)

国・市による業務評価は包括支援センターが行い、それを国、市にそれぞれに提出し、市の提出分は、市がその内容を踏まえて評価をしています。

(吉田委員)

国の評価はどのようにになりますか。また、誰が評価を実施しているのですか。

(事務局：東梅主査)

主にセンター管理者が中心に評価を実施し、まず市のほうに提出していただき、その後、道、厚労省という形で提出するようになっております。

(吉田委員)

市というのは誰が評価しているのですか。評価している人を決めて行っているのですか。毎年、違う人が行うのか、決まっている人で行うのか。

(事務局：植木副主幹)

こちらのほうは苫小牧市の独自の評価基準になっているので、基本的には地域包括支援センターについて、担当している地域包括係の担当者が各包括支援センターから出されたものを集約して、それを課内で評価し、各包括支援センターにフィードバックするというような形を取っています。

(吉田委員)

分かりました。評価というのは業務をよく知ってないと、なかなか難しいですよ。誰彼やってもいいというわけにはいかないと資料を読みながら思ったのでお聞きしました。ありがとうございます。

議事2 令和5年度苫小牧市地域包括支援センター運営方針(案)について

(事務局説明：長谷川係長)

資料2-1をご覧ください。

この方針は、「苫小牧市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を踏まえ、地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの構築を進めるために取り組むべき包括的支援事業の実施に係るものであり、重点的に取り組む事項、留意すべき事項等を示しています。

第8期計画では、高齢者の現状や将来推計などを踏まえ、かつ第7期計画の方向性を継承しながらその取組をさらに深化させることを目的に、基本理念を「共に支え合い健康で安心して暮らせる地域社会の実現」としています。

今年度と大きな変更はありませんが、何点か変更箇所がありますのでご説明いたします。

資料2-2をご覧ください。

新旧対照表の下線を引いてある部分が変更箇所、左側が令和5年度の方針案、右側が今年度のものとなっています。

軽微な文言の変更のほか、重点的に取り組むこととして、「各地域包括支援センター間や関係機関等との連携強化」を新設しています。

今年度、厚生労働省が実施している「地域づくり加速化事業」という支援を受け、厚生労働省の

職員やアドバイザーの方を交え、各地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員の方とグループワーク等を通じて、地域づくりについて意見交換等を行ってきました。地域課題が複雑化していく中で、施策の方向性の共有と人材育成の観点からも、包括支援センター間、社会福祉協議会などの関係機関との連携もますます重要になるものと考えており、また、今後、ケアラー支援や、高齢者のみならず、障がい、子育て等を一体的に支援する重層的な支援体制整備に向けて、関係機関との更なる連携強化が必要となってくることから重点的に取り組む項目としました。

裏面をご覧ください。

「3（5）個人情報保護」については、個人情報保護法の改正により、令和5年度から全ての地方公共団体で個人情報保護法が適用されることとなり、市の個人情報保護条例が廃止されることから文言を修正、追加しています。

最後に、「4（8）災害や感染症への対策」についてです。介護事業所において、感染症や災害が発生した際にも利用者に対する必要なサービス提供を継続できるように、令和5年度中に事業継続計画（BCP）の策定等が義務化されております。このことから、方針にもその考え方を追加したものです。

【質疑応答】

（森田委員）

確認したいことが、2点ほどあります。まず、今年度の重点的に取り組むところのネットワークの強化という部分で、今までは「構築」としていましたが、「構築」がある程度できて、「強化」としたのか、どういったところを具体的に強化していきたいのかを知りたいです。

もう一つ、最後に災害についてを加えていましたが、実際に、各包括支援センターにBCPを作っていたら、それを市がチェックをして行っていくという形になるのでしょうか。その辺りについて具体的に何かありましたら、教えてください。

（事務局：長谷川係長）

1点目の強化についてですが、今までは構築という形で文言になっておりますが、それをさらに一歩踏み込んで、より強固にしていこうということです。また、方針3つ目の連携強化にもつながるところではありますが、今後より一層ネットワークを強化していこうということで文言修正しております。

2点目のBCPの災害や感染症への対策についてですが、市が特に内容のチェック等を行う考えは今のところはないですが、大きな方針として、そのようなところを取り組んでいただきたいということで載せております。

（森田委員）

基本的に、各包括支援センターにBCPを作っていただくという形で考えているということですよ。

(事務局：長谷川係長)

はい。法人で作成しているところもあるかとは思いますが、事業所として作成していくということだと思います。

(森田委員)

分かりました。ありがとうございます。

(事務局：佐藤課長)

補足ですが、連携強化について、昨今やはり地域包括支援センターに寄せられる、総合相談は非常に問題も複雑化していく中で、やはり問題解決までに非常に時間を要する案件というのが多いものとなっております。

その中で、各包括支援センター職員も、人事異動で一気に人が替わってしまい、例えば経験年数が少ない職員が集まったとか、長く管理者を務めていた方々の、世代交代ということも少しずつ見えてきている状況です。このような中、地域づくり加速化事業という厚生労働省の支援を受け、苫小牧市の地域包括ケアをどうしていくか、認知症施策をどうしていくかと議論をしました。管理者だけではなく、中堅層の職員、また、新人さん等と行政、社会福祉協議会等、その関係機関との連携をさらに強固にしていき、様々な課題の解決策等をしっかりと考え、市の施策の方向性の共有をしっかりと図っていきたいと考えております。そうしていかなければならないという思いもありまして、今回はこのようなネットワークの強化、あるいは関係機関の連携の強化ということで明記したところです。

(伊藤(康)委員)

BCPの作成に関しては、地域包括支援センターに対して、法人ごとではなくて、包括ごとに作成するというを進めているということですので理解して間違いはないでしょうか。介護保険事業所ですと、法人ではなく各事業所ごとに作成と義務化されているのですけれど。

(事務局：佐藤課長)

基本的には事業所ごとに作成していただく考え方です。

(伊藤(康)委員)

分かりました。ありがとうございます。

(吉田委員)

個人情報の関係です。今、色々な活動をしている中で、私は町内会のことをしているのですが、活動の中で、個人情報を言えないなど、大変規制を受けることがあります。町内会の会員のことでの情報も何も教えてくれないことがあり困ることが多々あります。どのようにしたら良いか、地域包括支援センターで困ったことや、あるいはこのように解決したなど、参考になることがあれば教えていただきたいです。

(事務局：佐藤課長)

地域包括支援センターで、個人情報の扱いについて、困っていることは具体的に聞いていません

が、個人情報の取り扱いについては、数年前に、災害時の名簿の情報の扱いについて、災害対策基本法が変わって、あらかじめ、要支援者の名簿を作る動きになったときに、町内会でもどうしたらよいかと話がありました。その際に、町内会向けに学習会（出前講座）を行う取組みをした記憶があります。私自身、防災担当部署に在籍しており、ちょうど要支援者名簿が出たときに、このセッションにいました。町内会でも民生委員の方などと連携し、要支援者名簿を作り込む時にどのように取り扱っていくか、確か出前講座という形でやっておりますので、ご活用いただくのが一番分かりやすいかと思えます。町内活動の中で、個人情報をどのように扱ったらよいのかという、レクチャーを受けられるのではないかと思います。市民生活課にお問い合わせいただければ、教えていただけるのではないかと思います。

（吉田委員）

今言われたように、我々は、困ったときにその人を助けるために、要支援者のことで担当者を割り当てるのですが、訪問した際に、「なぜ、そんなのを知っているのだ。私はそんなことを言った覚えはない、そんな情報どこから漏れたのだ」等言われ、とても困ることがあります。他にもたくさんあり、マンションを管理している企業の人たちにも聞きますが、全く教えてくれないこともありました。わかりました。ありがとうございます。

（事務局：佐藤課長）

一斉に市の方から、このような制度があるので、登録しますかというものを対象となる方に送っているのしょうけれど、時間が経つと忘れてしまうのしょうかね。

（吉田委員）

ご本人には話しています。

（事務局：佐藤課長）

名簿が整理されるのに時間がかかるので、名簿に登載していたということを忘れていらっしゃる方も結構多いのかもしれませんが。そういうこともありました。ただ、やはり個人情報という扱いはセンシティブな話なので、過剰になってしまうところもあるかもしれません。その扱いについては、やはりレクチャーを受けるような体制もあろうかなというふうに思いますので、ご相談いただければと思います。

（吉田委員）

分かりました。ありがとうございます。

議事3 地域密着型サービス事業所等の指導監査の実施状況について

（事務局説明：佐久間係長）

資料3をご覧ください。

本市では、介護サービスの質の確保と向上を図るとともに、事業所の運営の適正化を図るため、介護保険法の規定に基づき、市内の地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所を対象とした指導監査を行っています。

指導方法としては、年1回以上、講義形式で実施する集団指導のほか、対象となる事業所を訪問

し、指導調書を基に聞き取りを行いながら書類の確認等を行うことを基本とする運営指導があります。

本日は、この運営指導の結果について、報告をさせていただきます。

令和4年度については、令和4年5月から令和5年2月までの間で、地域密着型通所介護、6か所。小規模多機能型居宅介護、5か所。認知症グループホーム、10か所。地域密着型特定施設入居者生活介護、1か所。居宅介護支援事業所、1か所。介護予防支援事業所、4か所の合計28か所の運営指導を実施しています。

運営指導の結果は必要に応じて、比較的軽微な指摘を行う口頭指導。または、後日改善状況報告書の提出を求める文書指導を行うこととされていますが、令和4年度は指導を行った28か所のうち、指導事項がなかった事業所が2か所、口頭指導のみの事業所が18か所、文書指導をした事業所が8か所でした。

主な指導内容は、口頭指導については、勤務体制の確保として、事業者におけるハラスメントの防止に向けた方針や相談窓口が整備されていないものや、従業員の勤務表の作成に不備があるものなどがありました。

また、ケアプランの作成において、モニタリングの実施結果の記録に不備が見られるものや、ケアプランでの目標設定において、本人の状態やサービス内容と不整合が見られるものなどがありました。

また、文書指導については、利用料金の改定において、利用者または家族に対し、事前に同意を得ていないものや、職務に必要な資格等の要件を満たしていないもの、区分変更申請をしている利用者に対して、暫定のケアプランが作成されていないもの、要介護認定の有効期間を越えて、ケアプランの目標設定を行っているものなどがありました。

指導事項については、項目のみではありますが、一覧表として資料にまとめていますので、ご参照いただければと思います。

最後に、今後の実施予定ですが、令和5年度においても、介護サービスの質の確保と向上を図るとともに、事業所の運営の適正化に資するため、事業所に対する指導監査を継続して実施することとしており、25か所程度の運営指導を予定しているところです。

【質疑応答】

(伊藤委員)

改善とは、指導後きちんと改善したということでしょうか。その後はどうなのでしょう。

(事務局：佐久間係長)

文書指導の事業所については、改善状況報告書ということで、提出を求めまして、改善の状況を確認しているところです。

(及川委員)

口頭と文書の指導と分かれていると思いますが、文書指導も比較的内容としては、重いものだと思います。実際に指導に入った時に、明らかに理解不足だったということが多いのか、それとも解

間違いだったのか教えてください。

(事務局：佐久間係長)

指導担当の肌感としては、理解不足で漏れているケースが多いと感じます。

文書指導の事業所については、改善報告書で確認するほか、必要に応じて次の年に再度実地指導を行うなどして、理解状況の確認を実施しているところです。

(及川委員)

ありがとうございます。ちなみに、理解不足の部分に関して、勘違いしていることを防ぐために、様々な事業所や法人の異動等で配置が変わると、あまり熟知できないまま実務するということが十分考えられます。集団指導とは別に、指導を受けることも一つですが、その前に法律の解釈について等、具体的に説明していただけることを検討していただければと思います。

(事務局：佐久間係長)

はい、承知しました。このことに関しては、同様のご質問を色々な事業所からお受けする場合があります。通知の解釈をお知らせすることはこれまでも行ってきました。例えば、制度の改正があった場合などに、何かしらの形で、皆さんに解釈内容についてわかりやすくお伝えできることを検討していきたいと思います。

(吉田委員)

指導内容に勤務態勢の確保等とありますが、これは結構多くあります。どのような内容ですか。

(事務局：佐久間係長)

こちらに関しては、幅の広い項目になっており、軽微なものといえば、勤務表の勤務時間数の実績のつけ間違いなどがあります。他にも、令和4年4月から中小事業者の皆さんに対しても職場でのハラスメントの防止が義務づけられたことがありましたが、その対応が失念しており、不十分だったという内容が多くありました。

(吉田委員)

それについて指導をしたという意味ですか。

(事務局：佐久間係長)

そうです。そのことについてしっかり対応するよう指導しました。

(吉田委員)

働く人は、今、労働環境について問題視されています。休みが取れるか、賃金等についてなど、働いている人は大変だと思ひ見えています。この勤務体制の確保とは、そのような働く環境をしっかり整えることがされているかと理解することで良いでしょうか。

(事務局：佐久間係長)

労働状況も確認の項目になっています。例えば、職員はしっかり休みが取れているか等、聞き取りの対象になっています。

(吉田委員)

指導内容の項目で勤務体制の確保が多かったのでお聞きしました。ありがとうございます。

議事4 令和4年度地域密着型サービスの事業所の指定状況について

(事務局説明：佐久間係長)

資料4をご覧ください。

初めに、1番、地域密着型サービスの指定状況ですが、令和5年3月31日時点で、各サービスの指定を受けている事業所数は表のとおりとなっています。

次に、2番、令和4年度に新規の指定を受けた事業所については、地域密着型通所介護で2件、小規模多機能型居宅介護で1件、認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症グループホームで1件ありました。

新規指定を行った事業所について、資料の概要を説明させていただきます。

初めに、(1)地域密着型通所介護ですが、デイサービスうとないで、指定日は令和4年4月1日。所在地は、宇植苗227番地の65。申請者は、株式会社えにしです。こちらは、運営法人の変更による指定ということになっています。

続きまして、リハニックイオンモール苫小牧ですが、指定日は、令和4年4月1日、所在地は、柳町3丁目1番20号、イオンモール苫小牧2階。申請者は、株式会社ドクターアイズです。

次に、(2)小規模多機能型居宅介護ですが、小規模多機能型ホームくらしさ苫小牧で、指定日は、令和4年7月1日。所在地は、新開町1丁目14番6号。申請者は、株式会社元気な介護です。

最後に、(3)認知症対応型共同生活介護でございますが、グループホーム豊川で、指定日は、令和4年11月1日。所在地は、豊川町4丁目7番3号。申請者は、株式会社健康会です。

資料の3番、更新指定については、今後3月末までに指定の予定である事業所を含めて、地域密着型通所介護で1件、小規模多機能型居宅介護で1件、認知症対応型共同生活介護で3件、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護で1件となっています。こちらの更新指定を行った事業所の概要については、資料でご確認をお願いします。

なお、これらの新規、更新指定を行った事業所については、運営に関する基準を満たしていますので、それぞれ指定日に指定を行っており、指定の有効期間は、指定日から6年間となっています。

【質疑応答】

なし

議事5 その他

(事務局：植木副主幹)

今回、第9期苫小牧市地域包括支援センター運営協議会は、令和5年3月31日、今月末で任期終了となります。皆様から様々なご意見をいただきましてありがとうございました。

第10期につきましても、引き続き団体推薦を受けている方もいらっしゃると思います。今後ともよろしくをお願いします。

地域包括支援センター業務評価の実施方法の変更について

【業務評価の目的】

地域包括支援センターの業務状況の評価を行い、人員体制及び業務の状況を定期的に把握・評価し、その結果を踏まえて、地域包括支援センターの事業の質の向上のための必要な改善を図っていくため（PDCAサイクル）。

【現状の実施方法】

国で実施している業務評価（毎年5月）と市による業務評価（毎年12月）と、同様の評価を2度実施している。

	国による業務評価	市による業務評価
① 実施時期	5月	12月
② 基準内容	国による基準 2段階評価（数値等による評価）	市が設定した独自基準 4段階評価（主観的な評価）
③ 特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・評価基準が明確。 ・年度評価で評価時期が明確。 ・選択式のため、記載がなく、評価しやすい。 ・各センターの業務の具体的な内容等の評価はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各センターの重点的に実施した事業内容や、計画の達成状況がわかりやすい。 ・評価時期が年度途中であり、いつ時点の評価が不明確。 ・評価基準が不明確。 ・記載量が多い。

【令和4年度の評価に係る実施方法の変更（令和5年度実施）】

- ① 市による業務評価を廃止し、国による業務評価により、苫小牧市の地域包括支援センター業務評価とする。（毎年5月に実施）
- ② 市による業務評価に記載していた内容で、評価項目として継続して把握したい内容は、独自評価表（新様式）として整理し、国による業務評価の提出と同時期に提出する。
- ③ 評価結果は、6月の地域包括支援センター運営協議会で報告し、評価結果を市ホームページで公表する。

国による業務評価（例）

(1) 介護支援専門員を支援するための体制が構築できていますか。		回答内容
◆ Q42 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等）を把握していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ		
※把握した情報を、データ又は紙面で整備している場合に、「1.はい」とする。		
◆ Q43 介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画（令和4年度分）を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ		※データまたは紙面で提供している場合に、「1.はい」とする。
◆ Q44 介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ		※センターが、事例検討会や個別事例を検討する地域ケア会議等を、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づき開催しており、その開催経過をデータ又は紙面で整備している場合、「1.はい」とする。
◆ Q45 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けていますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ		※担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ※ただし、地域ケア会議は含まない。

市による業務評価（例）

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援		自己評価	行政評価
(1)医療機関や介護事業所等を把握し、連携体制が得られやすいような働きかけを行っている		◎	○
(2)介護支援専門員に対し、困難事例の同行訪問やサービス担当者会議への出席を通じたサポートを行っている		◎	○
(3)介護支援専門員の資質向上のため、研修会や事例検討会等を行っている		◎	○
(4)定期的・効果的に地域ケア会議を開催し、顔の見える関係づくりを行っている		◎	◎
(5)地域にある資源についての情報を把握し、いつでもその情報を提供できるよう準備している		◎	◎
特記事項	自己評価	行政評価	
	介護支援専門員に対しては、カンファレンスの開催などを積極的に支援している。勉強会も開催するが、参加が少なく、積極的なアピールが必要。地域ケア会議は必要時、適切に開催している。	コロナウイルスの影響で、活動が制約される中、開催方法を工夫しながら研修等を企画、実施している。また日頃の地域活動から医療機関をはじめ、地域のネットワークづくりが着々と進んでいる。今後も住民の声を大事にする支援の継続を期待する。	

○評価基準

◎ 評価項目や仕様書等で定められた業務を実施した上に独自の取組等優れた業務を実施できた

○ 評価項目や仕様書等で定められた業務を実施している

△ 評価項目や仕様書等で定められた業務を何らかの理由により一部実施できなかった

× 評価項目や仕様書等で定められた業務を実施できず、改善が必要

令和5年度苫小牧市地域包括支援センターの運営に係る方針（案）

苫小牧市福祉部介護福祉課

この方針は、「苫小牧市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を踏まえ、苫小牧市地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの構築を進めるために取り組むべき包括的支援事業の実施に係るものであり、重点的に取り組む事項、留意すべき事項等示しています。

第8期計画では、高齢者の現状や将来推計などを踏まえ、かつ第7期計画の方向性を継承しながらその取組をさらに深化させることを目的に、基本理念を「共に支え合い健康で安心して暮らせる地域社会の実現」としています。

上記基本理念の実現のため、令和5年度に重点的に取り組むこと

- (1) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握と地域におけるネットワークの強化、様々な社会資源との連携
- (2) シルバーリハビリ体操指導士などを活用した地域における住民主体の介護予防の促進
- (3) 各地域包括支援センター間や関係機関等との連携強化

1 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアシステムを実現するための中心的役割を果たすことが求められています。

地域包括ケアシステムの実現のためには、地域住民とともに地域のネットワークを構築しつつ、地域のかやニーズを把握すること、また、個別サービスのコーディネーターを行い、地域のワンストップサービスの拠点となることを目指します。

2 運営における基本視点

(1) 「公益性」の視点

ア 地域包括支援センターは、介護保険制度をはじめとする苫小牧市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

イ 地域包括支援センターの運営費用が、苫小牧市民の介護保険料や国・道・市の

公費によってまかなわれていることを十分に認識し活動する。

(2) 「地域性」の視点

- ア 地域包括支援センターは、地域のサービス提供体制を支える中核的な存在であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行う。
- イ 地域におけるさまざまな場や機会を通じて、地域の関係団体や一般住民等の意見を幅広く汲み上げ、それらを日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題解決に取り組む。

(3) 「協働性」の視点

地域包括支援センターに配置されている保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職員が業務の理念・基本的な骨格といったものを理解したうえで、常に相互に情報を共有し、協議して業務を遂行するチームアプローチをもって行う。

3 業務推進への運営体制

(1) 職員の姿勢

- ア センター職員は、中立・公平な立場であることを共通認識として持ち、業務を遂行する。
- イ センター職員は、事業計画を念頭におき、3職種が協働し合い、業務を遂行する。
- ウ センター職員は、各業務の趣旨及び内容・進め方に関する共通理解を深め、業務を遂行する。
- エ センター長または管理者は、全体業務を把握し、センター職員が業務の偏りが生じないように調整し、業務管理を行う。

(2) 事業計画の作成

地域包括支援センターは、運営方針を踏まえ、センター職員間で協議し、地域の実情に合わせた重点課題、重点目標を設定した事業計画を作成する。

(3) 事業評価と報告

地域包括支援センターは、定期的に多様な視点で実務の振り返りを行い、センター職員間で協議を行い、成果や課題の評価をするとともに、事業報告を作成し、次年度の事業計画へ反映させる。

(4) 市との連携

多岐にわたる業務遂行において、高齢者の保健福祉の推進が図れるよう市と連携し、相談支援を行うものとする。

(5) 個人情報の保護

個人情報の取扱いについては、個人情報保護法を遵守するとともに、多くの個人情報を取扱うこととなるため、次に挙げる事項に留意する。

- ア センターにおける各事業の実施にあたり、あらかじめ本人から個人情報を目的

の範囲内で利用する旨の了解を得ておく。

イ 業務に関係ない目的の使用や不特定多数の者に洩れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に留意する。その職を退いた後も、また同様とする。

(6) 苦情対応

苦情については、丁寧な対応を心掛けるとともに、報告書の作成及び職員の供覧により、解決に向けて調査の実施及び改善の措置を講じる。

4 具体的な業務内容

(1) 共通の支援基盤構築

各業務を遂行する中、関係機関と連携し地域におけるフォーマル及びインフォーマルな社会資源を網のように相互につなげていき、地域のネットワークを構築すること。

ア 地域包括支援センターの業務への理解と協力を得るために、様々な機会を捉えて地域住民や関係者へ向けて広報・周知活動を展開すること。

イ 地域のネットワークを構築するために、既存の社会資源やニーズを把握すること。

ウ 地域の関係団体及び機関とは、日常的な連携を強化し、ネットワークを有効に活用した解決方法に取り組むこと。

エ 担当地区民生委員をはじめとする地域の関係者とは顔の見える関係を作り地域の実態把握や情報収集に努めること。

オ ネットワークの維持・発展のために、目的を確認しながらコーディネートを行うこと。

(2) 総合相談支援・権利擁護

総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者のネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする。

ア 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を把握し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。

イ 実態把握

- (ア) 一般介護予防事業介護予防把握事業により把握された高齢者の実態把握調査を実施し、個別のニーズだけではなく、各圏域のニーズとして把握する。
- (イ) 地域の関係者からの情報収集により、隠れた問題を早期発見し、早期対応できるよう取り組む。

ウ 総合相談

- (ア) 本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断すること。
- (イ) 専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定すること。支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認すること。
- (ウ) 家族を介護する者に対して、相談援助・支援、介護に関する情報や知識・技術の提供、家族介護者同士の支えあいの場の確保、家族介護者に関する周囲の理解の促進等のニーズを把握し必要な支援を行うこと。

エ 権利擁護

- (ア) 権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。
 - (イ) 高齢者虐待の防止及び対応においては「苫小牧市高齢者虐待対応支援マニュアル」「苫小牧市高齢者虐待対応支援マニュアル実践版」に基づき速やかに状況を把握し、市と連携を図り、適切な対応を行う。
 - (ウ) 困難事例を把握した場合は、センターの専門職全体で適切な対応を検討し、関係機関とも連携し支援を行う。
 - (エ) 消費者被害に対応するため、関連法律の知識をもち、発見したときは消費者センターや警察等との連携を図り対応する。
 - (オ) 判断能力が不十分な人への対応として、成年後見制度について熟知し、制度利用の必要性や申立ての支援を行う。
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援
高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援すること。

ア 包括的・継続的ケアマネジメント環境整備

- (ア) 関係機関と介護支援専門員の連携において困難が生じていることがないか明らかにし、関係者との意見交換等の場を設定する。特に医療機関との連携体制を構築する。
- (イ) 介護支援専門員のネットワーク構築のため定期的な会合の場を設定する。
- (ウ) 介護支援専門員の資質向上を目指し、研修会・勉強会・事例検討会・ケア

プラン評価などを定期的を開催する。

イ 個々の介護支援専門員へのサポート

介護支援専門員が援助において困難を抱えた時に地域包括支援センターが相談機関となり個別のサポートを行う。また、積極的に地域ケア個別会議の開催へ繋げ、実践力向上を図る。

ウ 地域ケア会議の開催

個別の課題解決とともに、地域の課題発見の整理、住民や関係機関とのネットワーク構築を目的とした地域ケア個別会議、地域ケア圏域会議について開催計画を立て実施する。

- (ア) 地域ケア個別会議で検討した事例について、その後の変化をモニタリングすること。また、個別会議における課題を積み上げ分析すること。
- (イ) 地域ケア圏域会議において、(ア)の分析結果を検討、地域の共通した課題の整理、地域における資源把握や発掘を行うこと。
- (ウ) 地域ケア推進会議（市主催）において、(イ)における課題、また政策的な課題についての検討へ参画すること。
- (エ) 地域ケア会議において多職種と連携し、自立支援・重度化防止に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じること。

(4) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行うこと。

ア 地域支援事業における介護予防ケアマネジメント

- (ア) 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、その達成に向けて介護予防の取組みを生活の中に取り入れ、自ら実施、評価できるよう支援すること。
- (イ) 地域包括ケアシステムの中で介護予防を推進し、地域包括支援センターはその中心的役割を持ちながら、高齢者の状態を経年的に把握し対応すること。

イ 予防給付による介護予防支援

要支援1、2と認定された方に対する予防給付では、その要支援状態の悪化の防止、さらには「非該当」への改善を目指すこと。

(5) 認知症施策の推進

- ア 認知症、また疑いのある者に対しては、認知症初期集中支援チームとしての役割を担うこと。
- イ 苫小牧キャラバン・メイト連絡会と協働し、認知症サポーター養成講座を展開し、地域住民への正しい知識の普及を図ること。また、認知症の理解、見守り意

識向上のため、主体的な搜索模擬訓練等の開催や、認知症見守りたいとの活動をとおり地域のネットワークづくりへ繋がること。

ウ 行方不明から高齢者を守る SOS ネットワークの周知及び SOS ネットワークにより把握された認知症等高齢者やその家族等に対し、関係機関と連携し途切れない相談・支援を行うこと。

エ 認知症地域支援推進員と連携を図り、認知症への理解ある地域づくりを推進すること。

(6) 在宅医療・介護連携推進

地域の医療と介護連携における課題や情報等の視点を持ち、在宅医療・介護連携部会へ参画すること。また、とまこまい医療介護連携センターと連携し、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制づくりに努めること。

(7) 生活支援体制整備

ア 総合相談や地域ケア会議、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援等を通じて、地域における課題や資源把握に努めること。また、これらの視点を持ち、生活支援コーディネーターと連携・協働し地域づくりに努めること。

イ 生活支援・介護予防サービス体制推進協議体へ参画すること。

(8) 災害や感染症への対策

ア 災害発生時及び感染症拡大時においても、センターとして利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように、平時より対策を講じるよう努めること。

イ 高齢者や高齢者が暮らす地域において災害や感染症の対策に備えられるよう、災害や感染症に係る関係機関との連携や協力の下、地域における「自助」、「互助」、「共助」の体制の強化に努めること。

(9) その他

地域支援事業については、「地域支援事業実施要綱」、「地域包括支援センター運営マニュアル」を遵守し遂行するものとする。

苫小牧市地域包括支援センターの運営に係る方針（案）新旧対照表

令和5年度（新）	令和4年度（旧）
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">苫小牧市地域包括支援センターの運営に係る方針</p> <p style="text-align: right;">苫小牧市福祉部介護福祉課</p> <p>この方針は、「苫小牧市高齢者保健福祉計画・第8期介護保事業計画」を踏まえ、苫小牧市地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの構築を進めるために取り組むべき包括的支援事業の実施に係るものであり、重点的に取り組む事項、留意すべき事項等示しています。</p> <p><u>第8期計画</u>では、高齢者の現状や将来設計などを踏まえ、かつ第7期計画の方向性を継承しながらその取組をさらに深化させることを目的に、基本理念を「共に支え合い健康で安心して暮らせる地域社会の実現」としています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>上記基本理念の実現のため、令和5年度に重点的に取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握と地域におけるネットワークの<u>強化</u>、様々な社会資源との連携 (2) シルバーリハビリ体操指導士などを活用した地域における<u>住民主体</u>の介護予防の促進 (3) <u>各地域包括支援センター間や関係機関等との連携強化</u> </div>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">苫小牧市地域包括支援センターの運営に係る方針</p> <p style="text-align: right;">苫小牧市福祉部介護福祉課</p> <p>この方針は、「苫小牧市高齢者保健福祉計画・第8期介護保事業計画」を踏まえ、苫小牧市地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの構築を進めるために取り組むべき包括的支援事業の実施に係るものであり、重点的に取り組む事項、留意すべき事項等示しています。</p> <p><u>計画</u>では、高齢者の現状や将来設計などを踏まえ、かつ第7期計画の方向性を継承しながらその取組をさらに深化させることを目的に、基本理念を「共に支え合い健康で安心して暮らせる地域社会の実現」としています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>上記基本理念の実現のため、令和5年度に重点的に取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握と地域におけるネットワークの<u>構築</u>、様々な社会資源との連携 (2) シルバーリハビリ体操指導士などを活用した地域における<u>主体的な</u>介護予防の促進 (3) <u>新設</u> </div>

<p>1 地域包括支援センターの目的 (略)</p> <p>2 運営における基本視点 (略)</p> <p>3 業務推進への運営体制 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 個人情報の保護 個人情報の取扱いについては、<u>個人情報保護法を遵守するとともに、多くの個人情報を取扱うことになるため、次に挙げる事項に留意する。</u></p> <p><u>ア センターにおける各事業の実施にあたり、あらかじめ本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておく。</u></p> <p><u>イ 業務に関係ない目的の使用や不特定多数の者に洩れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に留意する。その職を退いた後も、また同様とする。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>4 具体的な業務内容 (1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 災害や感染症への対策</u></p> <p><u>ア 災害発生時及び感染症拡大時においても、センターとして利用者に必要なサ</u></p>	<p>1 地域包括支援センターの目的 (略)</p> <p>2 運営における基本視点 (略)</p> <p>3 業務推進への運営体制 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 個人情報の保護 個人情報の取扱いについては、<u>市個人情報保護条例に基づくものとする。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>4 具体的な業務内容 (1)～(7) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

<p><u>ービスが安定的・継続的に提供されるように、平時より対策を講じるよう努めること。</u></p> <p><u>イ 高齢者や高齢者が暮らす地域において災害や感染症の対策に備えられるよう、災害や感染症に係る関係機関との連携や協力の下、地域における「自助」、「互助」、「共助」の体制の強化に努めること。</u></p> <p>(9) (略)</p>	<p>(9) (略)</p>
--	----------------

令和4年度 地域密着型サービス事業所等指導監査 総括表

1 指定地域密着型通所介護

No.	事業所名	実施日	口頭指導 件数	文書指導 件数	指導内容
1	地域密着型通所介護 A	5月18日	1	0	口頭 地域密着型通所介護計画の作成
					文書 なし
2	地域密着型通所介護 B	5月18日	1	0	口頭 サービス提供の記録
					文書 なし
3	地域密着型通所介護 C	9月21日	4	6	口頭 サービス提供の記録(2) 秘密保持等 地域との連携等
					文書 従業者の員数 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 地域密着型通所介護計画の作成 運営規程 入浴介助加算 I 介護職員処遇改善加算等
4	地域密着型通所介護 D	1月18日	0	0	口頭 なし
					文書 なし
5	地域密着型通所介護 E	1月25日	3	0	口頭 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 地域密着型通所介護計画の作成 地域との連携等
					文書 なし
6	地域密着型通所介護 F	2月8日	3	0	口頭 サービス提供の記録 地域密着型通所介護計画の作成 介護職員処遇改善加算等
					文書 なし

2 指定小規模多機能型居宅介護

No.	事業所名	実施日	口頭指導 件数	文書指導 件数	指導内容
1	小規模多機能型居宅介護 A	5月25日	3	11	口頭 非常災害対策 地域との連携等 事故発生時の対応
					文書 従業者の員数 心身の状況等の把握 サービス提供の記録 利用料等の受領 指定小規模多機能型居宅介護計画の作成(4) サービス提供が過少である場合の減算 生活機能向上連携加算 II 科学的介護推進体制加算
2	小規模多機能型居宅介護 B	8月31日	6	1	口頭 従業者の員数 指定小規模多機能型居宅介護計画の作成(3) 秘密保持等 認知症加算 I
					文書 指定小規模多機能型居宅介護計画の作成
3	小規模多機能型居宅介護 C	12月14日	2	0	口頭 指定小規模多機能型居宅介護計画の作成 勤務体制の確保等
					文書 なし
4	小規模多機能型居宅介護 D	12月16日	3	0	口頭 指定小規模多機能型居宅介護計画の作成(2) 勤務体制の確保等
					文書 なし
5	小規模多機能型居宅介護 E	1月11日	3	3	口頭 心身の状況等の把握 サービス提供の記録 指定小規模多機能型居宅介護計画の作成
					文書 従業者の員数 非常災害対策 介護職員処遇改善加算等

3 指定認知症対応型共同生活介護

No.	事業所名	実施日	口頭指導 件数	文書指導 件数	指導内容
1	グループホーム A	6月15日	4	0	口頭 指定認知症対応型共同生活介護計画の作成(2) 勤務体制の確保等 事故発生時の対応
					文書 なし
2	グループホーム B	6月21日	3	2	口頭 サービス提供の記録 勤務体制の確保等 地域との連携等
					文書 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針 指定認知症対応型共同生活介護計画の作成
3	グループホーム C	6月29日	4	1	口頭 従業者の員数 サービス提供の記録 緊急時等の対応・非常災害対策 勤務体制の確保等
					文書 指定認知症対応型共同生活介護計画の作成
4	グループホーム D	8月10日	6	0	口頭 サービス提供の記録 指定認知症対応型共同生活介護計画の作成(3) 勤務体制の確保等 身体拘束廃止未実施減算
					文書 なし
5	グループホーム E	9月14日	3	0	口頭 サービス提供の記録 指定認知症対応型共同生活介護計画の作成(2)
					文書 なし
6	グループホーム F	9月28日	1	3	口頭 事故発生時の対応
					文書 指定認知症対応型共同生活介護計画の作成(2) 地域との連携等
7	グループホーム G	10月19日	4	0	口頭 サービス提供の記録 指定認知症対応型共同生活介護計画の作成(3)
					文書 なし
8	グループホーム H	11月9日	3	1	口頭 指定認知症対応型共同生活介護計画の作成 勤務体制の確保等(2)
					文書 入退居
9	グループホーム I	11月30日	6	0	口頭 受給資格等の確認 利用料等の受領 指定認知症対応型共同生活介護計画の作成(4)
					文書 なし
10	グループホーム J	12月21日	2	0	口頭 指定認知症対応型共同生活介護計画の作成(2)
					文書 なし

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護

No.	事業所名	実施日	口頭指導 件数	文書指導 件数	指導内容	
1	地域密着型特定施設 A	10月26日	3	0	口頭	地域密着型特定施設サービス計画の作成(2) 勤務体制の確保等
					文書	なし

5 指定居宅介護支援

No.	事業所名	実施日	口頭指導 件数	文書指導 件数	指導内容	
1	居宅介護支援 A	7月20日	1	0	口頭	指定居宅介護支援の具体的取扱方針
					文書	なし
2	居宅介護支援 B	7月27日	4	0	口頭	指定居宅介護支援の具体的取扱方針(3) 退院・退所加算
					文書	なし

6 指定介護予防支援

No.	事業所名	実施日	口頭指導 件数	文書指導 件数	指導内容	
1	介護予防支援 A	6月8日	3	0	口頭	指定介護予防支援の具体的取扱方針(3)
					文書	なし
2	介護予防支援 B	7月13日	1	0	口頭	指定介護予防支援の具体的取扱方針
					文書	なし
3	介護予防支援 C	10月12日	3	0	口頭	指定介護予防支援の具体的取扱方針(2) 勤務体制の確保
					文書	なし
4	介護予防支援 D	12月7日	0	0	口頭	なし
					文書	なし

令和4年度地域密着型サービスの指定状況について

1 地域密着型サービスの指定状況（令和5年3月31日時点）

サービス種別	事業所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
地域密着型通所介護	28
認知症対応型通所介護	1
小規模多機能型居宅介護	6
認知症対応型共同生活介護	29
地域密着型特定施設	1
地域密着型介護老人福祉施設	3

2 新規指定（令和4年度）

(1) 地域密着型通所介護

事業所名	デイサービスうとない
指 定 日	令和4年4月1日
事業種別	地域密着型通所介護
所 在 地	苫小牧市字植苗227番地の65
申請者名	株式会社えにし

事業所名	リハニック イオンモール苫小牧
指 定 日	令和4年4月1日
事業種別	地域密着型通所介護
所 在 地	苫小牧市柳町3丁目1番20号 イオンモール苫小牧2階
申請者名	株式会社ドクターアイズ

(2) 小規模多機能型居宅介護

事業所名	小規模多機能型ホームくらしさ苫小牧
指 定 日	令和4年7月1日
事業種別	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
所 在 地	苫小牧市新開町1丁目14番6号
申請者名	株式会社元気な介護

(3) 認知症対応型共同生活介護

事業所名	グループホーム豊川
指 定 日	令和4年11月1日
事業種別	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
所 在 地	苫小牧市豊川町4丁目7番3号
申請者名	株式会社健康会

3 更新指定 (令和4年度)

(1) 地域密着型通所介護

事業所名	デイサービスセンターらいふてらす苫小牧北光
指 定 日	令和4年8月1日
事業種別	地域密着型通所介護
所 在 地	苫小牧市北光町4丁目12番20号
申請者名	株式会社TETOL

(2) 小規模多機能型居宅介護

事業所名	小規模多機能ホーム花みずき
指 定 日	令和4年8月1日
事業種別	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
所 在 地	苫小牧市しらかば町3丁目12番10号
申請者名	株式会社SHS

(3) 認知症対応型共同生活介護

事業所名	グループホーム福寿草
指 定 日	令和4年9月1日
事業種別	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
所 在 地	苫小牧市本幸町1丁目3番5号
申請者名	住拓工業株式会社

事業所名	グループホームしらかば
指 定 日	令和5年3月3日
事業種別	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
所 在 地	苫小牧市ときわ町3丁目4番1号
申請者名	株式会社健康会

事業所名	グループホームなごみ
指 定 日	令和5年3月23日(予定)
事業種別	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
所 在 地	苫小牧市北星町2丁目29番30号
申請者名	社会福祉法人希望の里

(4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業所名	地域密着型特別養護老人ホーム明德
指 定 日	令和5年3月28日(予定)
事業種別	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
所 在 地	苫小牧市明德町4丁目6番21号
申請者名	社会福祉法人ふれんど